

だい きほっかいどうしょう ふくしけいかく  
第6期北海道障がい福祉計画  
れいわ わんど れいわ わんど  
〔令和3年度～令和5年度〕



ほっ かい どう  
北 海 道

(中略)

9 就労支援施策の充実・強化

(1) 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり

【推進の視点】

- 障がいのある人がいきいきと働くことのできる地域社会の実現のためには、地域の方々、障害福祉サービス事業所、企業、行政等すべての道民が、「障がい」や「障がいのある人が働くこと」について理解を深め、地域社会全体で応援する体制づくりが必要です。
- 福祉的就労における工賃向上や障害福祉サービス事業の安定的な運営に向けて、民間ノウハウを積極的に活用し、就労支援のための総合的なサポート体制の充実が必要です。

【推進施策】

● 働く障がい者に対する道民の応援

- 障がいのある人の就労に関する理解を促進するため、道民一人ひとりにホームページや広報誌等様々な広報媒体を活用し、雇用事例や障害福祉サービス事業等の情報提供を行うとともに市町村における広報などの取組を進めます。また、こうした取組により、道民による障害福祉サービス事業所（就労継続支援事業所や生産活動を行う地域活動支援センター等）や障がいのある人を雇用している企業等（以下「障害者就労施設等」という。）からの購買など応援の取組を促進します。

● 働く障がい者に対する企業・行政の応援

- 北海道障がい者条例に基づく「障がい者就労支援企業認証制度\*54」及び「障がい者就労支援の輪を広げる取組～道民一人1アクション\*55」により、企業等による障がいのある人の雇用や障害者就労施設等への優先発注など、企業と連携した就労支援の取組を推進するとともに、その内容を広く道民にPRします。
- 認証制度については、必要に応じて評価基準の見直しを行うとともに、認証の取得を促進するた

め<sup>の</sup>優<sup>遇</sup>措<sup>置</sup>と<sup>して</sup>導<sup>入</sup>した<sup>道</sup>の<sup>低</sup>利<sup>融</sup>資<sup>や</sup>入<sup>札</sup>等<sup>で</sup>の<sup>配</sup>慮<sup>に</sup>つ<sup>い</sup>て、<sup>よ</sup>り<sup>効</sup>果<sup>的</sup>な<sup>制</sup>度<sup>と</sup>な<sup>る</sup>よ<sup>う</sup>に<sup>検</sup>討<sup>を</sup>行<sup>い</sup>な<sup>が</sup>ら、<sup>制</sup>度<sup>の</sup>普<sup>及</sup>・<sup>拡</sup>大<sup>を</sup>図<sup>り</sup>ま<sup>す</sup>。

- ・ 障害者就労施設等の製品の販路拡大を図るため、流通事業者等の民間企業と連携・協働した取組を推進します。
- ・ 障がいのある人の就労支援に関する各種施策（福祉、雇用）や雇用に関する取組事例を企業や道民等に情報提供するとともに、市町村においても企業等に対する情報提供が行われるよう働きかけ、障がいのある人の雇用や就労についての理解を促進します。
- ・ 経済団体等へ障がいのある人の雇用を一層推進するよう要請します。
- ・ 道は、毎年、障がいのある人が就労する施設等からの物品等の優先的な調達を推進するための方針を策定し、特定随意契約制度<sup>\*56</sup>の活用などにより、物品購入や役務の提供等について、障害者就労施設等に対する優先的な発注に努めるとともに障がいのある人を雇用する企業等への配慮措置について検討を行います。

また、市町村等に対して、障がいのある人が就労する施設等からの物品等の優先的な調達を推進するための方針の策定を促し、障害者就労施設等への発注促進について、働きかけを行います。

● 北海道障がい者条例に基づく指定法人制度の推進

- ・ 北海道障がい者条例に基づく指定法人を核とした一元的な就労支援推進体制により、関係機関と緊密に連携しながら、障害福祉サービス事業の経営改善や受注拡大等の工賃向上に向けた各種取組を集中的かつ効果的に推進します。
- ・ 道の調達方針に基づき、指定法人は各部署等が物品の調達を検討する際の相談窓口となり、障害福祉サービス事業所が提供可能な物品等の情報の収集や提供、マッチング支援などの取組を行います。

図14 【就労支援企業認証制度】

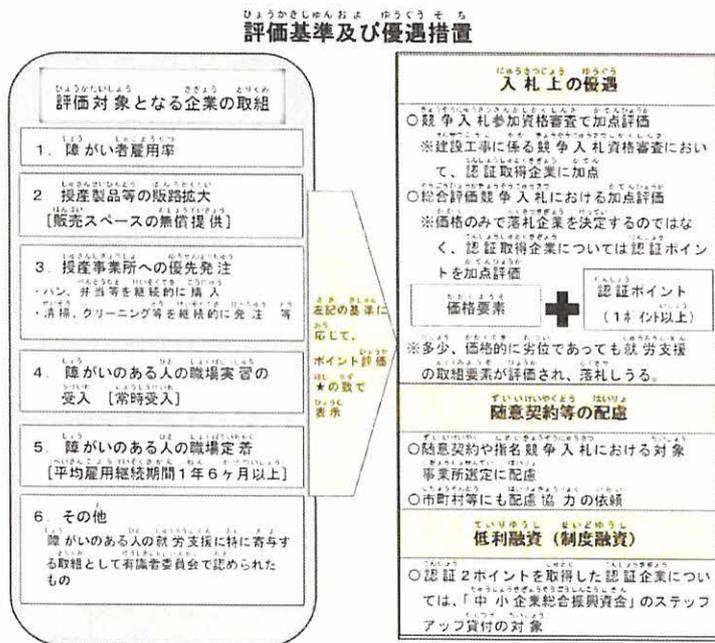
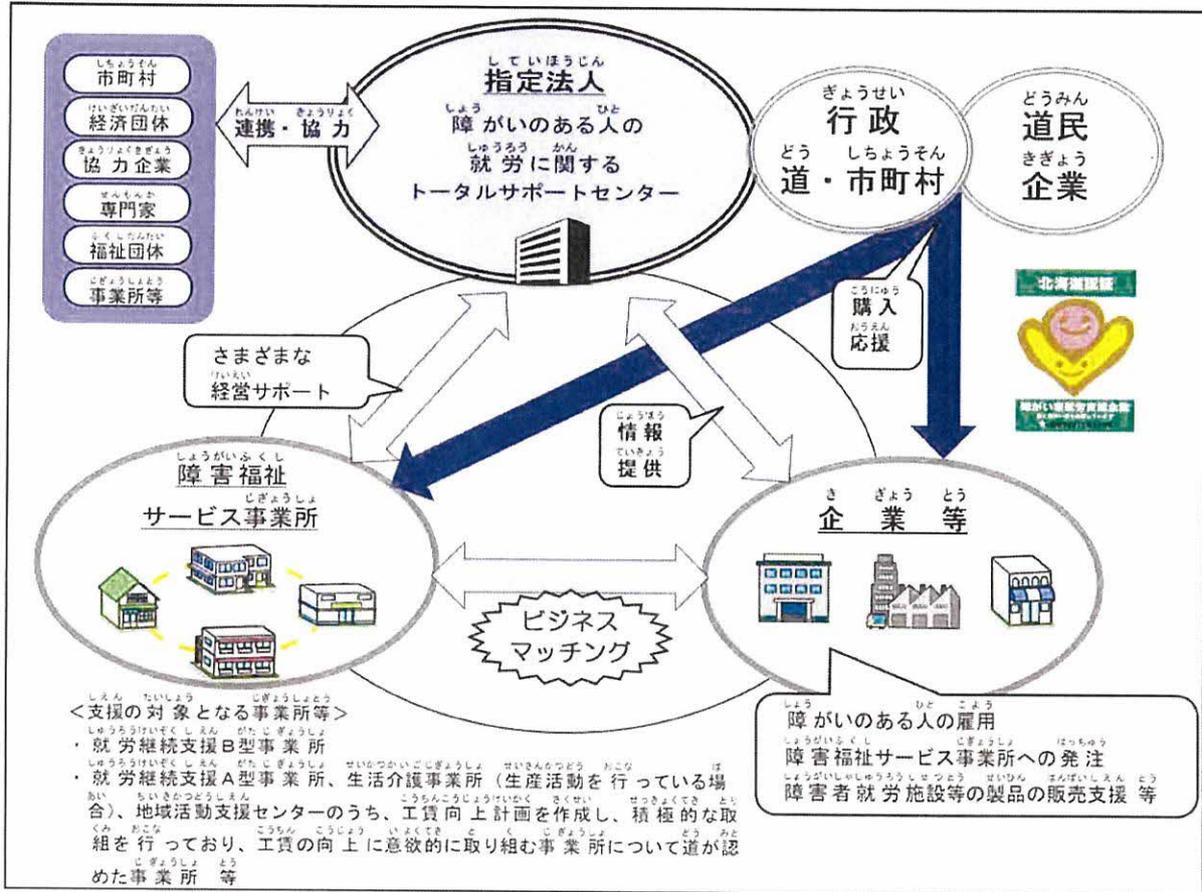


図15 【指定法人を中心とした就労支援推進体制の全体像】



2) 一般就労の推進

【推進の視点】

- 障がいのある人の就労支援を推進するためには、福祉、労働、教育等の関係機関が連携し、様々な分野において一体的に支援を行うとともに、地域においては、就業面と生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターを中心とした就労支援ネットワークなどを活用し、関係機関や企業、市町村等との連携や協働を推進することが必要です。
- 障がい特性に応じた職場適応や職場定着のための支援を障がいのある人及び企業双方に行い、本人の能力・スキルの向上と環境整備が必要です。
- 一般就労及び職場定着の促進のために、就労系サービス事業所（就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労定着支援事業所）におけるサービスの質の向上と、就労支援担当職員等のスキル向上が必要です。

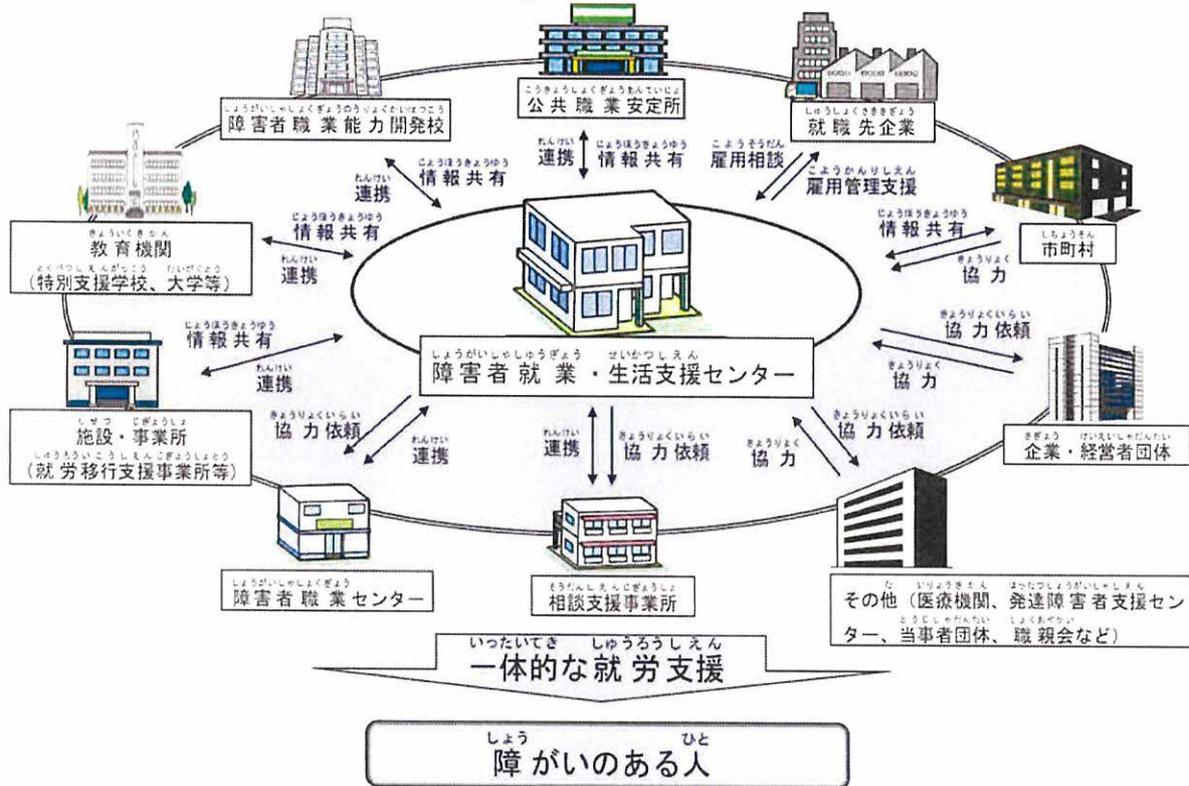
【推進施策】

● 関係機関のネットワークの充実

- 北海道障害者雇用支援合同会議を中心に公共職業安定所、高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部、高等技術専門学院、障害者職業能力開発校などの労働関係機関と協力して、制度、施策の横断的な調整に基づく一貫した雇用体制を推進し、地域の福祉施設、企業との連携づくりを進めます。

- 障害者就業・生活支援センターを中心に構築した就労支援ネットワークなどを活用し、地域における市町村、就労系サービス事業所、公共職業安定所、障害者職業センター\*57、特別支援学校等中等教育機関、大学等高等教育機関、企業など、福祉・労働・教育等の関係機関、団体のネットワークの充実を進めます。
- 市町村の協議会や21障がい保健福祉圏域に設置している障がい福祉計画等圏域連絡協議会を活用して就労施策を推進します。

図16 【地域における就労支援ネットワーク】



● 移行サポート体制の整備

- 障がいのある人に就業面と生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターを中心に、関係機関と職業準備訓練から職場定着までのプロセスごとに役割分担し、生活支援を含め、障がいの種別や本人の希望に応じた包括的な支援が行われる体制づくりを進めます。また、21障がい保健福祉圏域に障害者就業・生活支援センターの設置を目指すことを基本としつつ、北海道障がい者就労支援推進委員会の意見を伺いながら整備を進めます。
- 特別支援学校等中等教育機関及び大学等高等教育機関からの卒業、医療機関からの退院に備え、障害福祉サービスの利用や就労適性等のアセスメントに取り組む市町村等を支援します。
- 職場での実習・体験を通じて働くことについての意欲を持ち、一般就労の可能性を引き出すことができるよう、道における実習の受入や臨時職員としての任用を推進し、市町村における受入等についても要請します。
- 障害者職業能力開発校などにおける職業訓練や民間訓練機関等への委託訓練による知識・技能



● 就労支援サービスの質の向上

雇用施策や就労支援等の関係制度の理解促進を図るため、各地でセミナーや研修会を開催し、就労系サービス事業所、特別支援学校、大学等高等教育機関等の就労支援担当職員等の資質向上を図ります。

就労系サービス事業所を対象とした自己評価制度の導入を促進するとともに、就労支援に関する研修を体系化し、サービスの質の向上を図ります。

● 大学等在学中からの就労支援

特別支援学校等中等教育機関及び大学等高等教育機関に在学中の学生について、早期に専門的な就労支援を利用することが、その後の就職活動を円滑に進める上で効果的である場合もあることから、在学中の就労移行支援事業の利用について、必要に応じ適切に取り組むよう、関係機関等と連携し、周知を図ります。

(3) 多様な就労の機会の確保

【推進の視点】

一般就労の推進や福祉的就労の底上げを図るためには、地域における関係機関等の連携・協力の下、障がいのある人の特性等を踏まえ、地域の実情などを踏まえた新たな取組や事業展開を促進し、障害福祉サービス事業所等における就労の場を拡大することが必要です。

就労系サービス事業所において、事業所以外での活動（施設外就労、施設外支援）の取組が進められています。一般就労の拡大に向けては、こうした企業や地域との連携が必要です。

障がい特性や個々の障がいのある人を取り巻く環境から、通勤が困難な障がいのある人が、在宅においても就業できる仕組みの整備が求められています。

【推進施策】

● 地域特性等を活かした就労機会の確保

地域の行政、企業、経済団体、福祉団体等の連携・協力体制の充実を図り、障害福祉サービス事業所に対して、農業、工業、観光業等の基幹産業の関係施策とタイアップした取組や、介護・福祉サービスなど新たな職域に進出している取組に関する情報提供を進め、地域特性、障害福祉サービス事業所の特徴を活かした事業展開を促進します。

障がいのある人を雇用している企業などに対して、障がいのある人の職場定着などを支援する面などから、ピアサポーター\*60などの活用について働きかけ、就労につながるような取組を進めていきます。

地域において、長年、障がいのある人を積極的に雇用している小規模企業間の交流を促進し、蓄積されたノウハウを広く発信することにより、各地域における障がい特性等を踏まえた新たな職域の開拓を図ります。

● 施設外就労、施設外支援等の就労形態の普及促進

企業から請け負う作業を当該企業内で行う施設外就労（企業内就労）や就労系サービス事業所以外で活動を行う施設外支援（職場実習、求職活動、在宅就労）を推進するため優良な取組を紹介します。

● 農福連携\*61等の促進

障がいのある方の就労を促進するため、農福連携・水福連携など福祉と地場産業との連携に関す